

空き家のリノベーション を助成します

< 天童市空き家利活用支援事業費補助金の概要 >

事業の趣旨

市内の空き家の有効活用による移住及び定住を促進することにより、賑わいと交流の創出及び地域の活性化を目的としています。

空き家とは？

補助金の対象となる「空き家」とは、市内に存する空き家バンクに登録された建物で居住の用に供されるもの又は過半を居住の用に供されるもので、現に居住を目的とした使用がなされていないものをいいます。

※ただし、賃貸用や法人所有のもの又は新築後に居住の実態が全くないものを除きます。

補助対象者

令和2年4月1日以後に市外から本市に転入し、現に居住している世帯又は居住しようとする世帯で、自ら居住若しくは利用する目的で、令和2年4月1日以後に空き家を購入した者又は購入する者

補助金の額

改修 改修に係る経費に3分の2を乗じて得た額【上限80万円】

引越し 改修に係る経費に3分の2を乗じて得た額【上限10万円】

※予算額に達した時点で終了となります。

補助対象事業の要件

- 空き家バンクに登録された建物を住宅利用を目的とした改修であること。
- 工事着工前であること。
- 補助対象事業の実施について、県内に住所を有する個人事業者又は県内に本店を有する法人と請負契約を締結すること。(引越しの場合を除く)
- 本市又は転入前の市区町村税を滞納していないこと。
- 補助対象となる工事の内容が、市が実施する他の補助制度と重複しないこと。
- 空き家に係る売買契約の相手方である者を含む世帯に2親等以内の親族が含まれないこと。
- 令和6年2月末日までに工事を完了し、実績報告書を提出することができること。

申込み・問合せ

受付開始 令和5年4月3日(月)から

問合せ 天童市都市計画課都市再生係(市役所4階)

☎023-654-1111(内線424・425)

提出書類

※書類は、正本1部、副本(コピー)1部の計2部提出(補助金請求書、通帳等の写しは1部)

申請時に提出するもの	
<input type="checkbox"/> 交付申請書	様式は、都市計画課窓口、市ホームページで入手できます。
<input type="checkbox"/> 事業計画書(改修・引越し)	
<input type="checkbox"/> 見積書の写し	対象工事に要する経費(工事内容)を確認できるもの
<input type="checkbox"/> 工事(着工前)の写真	外観写真及び工事箇所の分かるもの(カラープリント)
<input type="checkbox"/> 工事の図面	平面図等
<input type="checkbox"/> 契約書の写し	空き家の購入に係る契約書の写しが必要です。
<input type="checkbox"/> 納税証明書	申請者本人のもの及び申請時点で完納年度となる直近のもの
<input type="checkbox"/> 住民票の写し(謄本)	転入又は転居前の住所地を確認するために必要となります。
<input type="checkbox"/> 委任状	手続きを委任する場合必要です。
完了時に提出するもの	
<input type="checkbox"/> 実績報告書	様式は、都市計画課窓口、市ホームページで入手できます。
<input type="checkbox"/> 事業完了書	
<input type="checkbox"/> 工事請負契約書の写し	工事契約を証明するもの
<input type="checkbox"/> 支払いを証明するもの	領収書、請求書の写し
<input type="checkbox"/> 工事施工写真及び完成写真	施工前写真と比較できるように撮影したもの(カラープリント)
<input type="checkbox"/> 建築確認検査済証の写し	増築等の建築行為があった場合に限りです。
<input type="checkbox"/> 住民票の写し(謄本)	転入又は転居後に当該事業の申請を行った場合を除く。
<input type="checkbox"/> 補助金請求書	様式は、都市計画課窓口、市ホームページで入手できます。
<input type="checkbox"/> 通帳等の写し	カタカナで名前が記載してあるページの写し

手続きの流れ

